

〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(3)

小井土 守敏・笥 さくら

一 大妻女子大学文学部日本文学科・三 松學舎大学大学院文学研究科国文学専攻

キーワード：平家物語評判、注釈、翻刻

抄録

『平家物語評判秘伝抄』全十二巻、二十四冊のうち、第五冊「卷第三之上」及び第六冊「卷第三之下」を翻刻紹介する。本稿は、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(2)」(人間生活文化研究 No.33、二〇二三)の続編である。『平家物語評判秘伝抄』は、江戸時代における『平家物語』研究の実態を知るうえで重要な作品でありながら、現在本作品に簡便に接することができるテキストがない。本稿では、その本文の翻刻紹介を行う。『平家物語評判秘伝抄』研究、ひいては、近世期における「注釈」の研究に資するものである。

一 はじめに

架蔵の『平家物語評判秘伝抄』を翻刻紹介する。本書については、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(1)」(人間生活文化研究 No.32、二〇二二)の「略解題」、および「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(2)」(人間生活文化研究 No.33、二〇二三)の「注一」を参照されたい。

二 凡例

本稿では、『平家物語評判秘伝抄』の第五冊「卷第三之上」及び第六冊「卷第三之下」を翻刻する。翻刻に際して、以下の方針をとる。

1. 底本の表記を、ふりがなを含めて、現行の仮名、漢字に改める。漢字について、現行の漢字に置換可能なものは、一般的に漢字に置き換えている。
2. 底本には、現在の句読点にあたる印(小さなマル)が付されているので、それらを語法や文脈により、適宜「、」「や」「。」に読み替えている。
3. 底本には、熟語の間に音読符(中央に縦棒)や訓読符(左寄せの縦棒)が付されているが、これを省略する。また、一部の漢字に濁音で読むこと示すための濁点が付されているが、これも省略する。

4. 底本には、まれに書き入れが見られるが、本稿においては採用しない。
5. 行頭の文字下げや、内容による意図的な改行等の体裁は、底本に倣ったが、配字配行までは底本のままではない。
6. 丁変わりの表示は、底本の柱に摺られた丁数を用いている。ウェブ上で公開されている画像データとの照合に利するためである。なお、冊によっては、特に目録について、丁表示が空白の場合もあるが、そのままとする。
7. 底本が虫損等により判読困難である場合、国文学研究資料館の国書データベースに公開されている同版の画像を参照する。

三 翻刻

平家物語評判 卷之五(一)

(外題)

平家物語評判秘伝鈔卷第三之上目録

許文
足摺
御産卷
公卿揃
大塔建立
頼豪
少将都帰
有王嶋下
颯
(白)

(目録オ)

(目録ウ)

平家物語評判秘伝鈔卷第三之上

許文

治承二年正月一日の日、院御所には拜礼行れて、四日の日、朝観の行幸有り。何事も例にかはりたる事はなけれども、去年の夏、新大納言成親卿以下、近習の人々多ながしうしなはれける事、法皇御憤いまだ止ざりければ、世の政をも万ものうく思召て、御心よからぬ事ともにてぞ候ひける。又大政入道も、多田の蔵人行綱が告知らせ申せし後は、君をも御うしろめたき事に思ひ奉り、上には事なきやうなれ共、下には用心して、苦笑(一オ)して有ける事。

評曰、善を見て怠、時至てうたかひ、非を知て居。この三つのものは道の止ところ也。然に法皇此三の物を守給はずして、先清盛を疑思召事は、時至て疑給ふもの也。又去年近習の人々を、多ながしけるを、憤思召事は、非を知て居給ふもの也。次に万の政を物うく思召るゝ事は、善を見て怠給ふにあらずや。君もし智徳おはします時は、以前の非を改給ひ、世の政の御はからひも思召とゞまらせ給ひ、山居独所に等き御すまひにておはし(一ウ)ましなば、縦入道不仁の人なりと云とも、天性人善性なるものなれば、如何ぞ情なく当り奉るべけんや。尤入道この時に、君を御うしろめたくぞんじ奉る事有といへども、是併君の御心故にかく存る事なれば、さのみ清盛を憎み思召べきにはあらず。其上入道、心中にこそ君を穴倉存といへども、外には未敬気色有て、一向に君をすてたてまつる事もなければ、重々法皇の御不徳故なるべし。一天のあるしとして、万乗の位におはしませば、君仁政を守らせ給ふものならば、この時といふとも、など(二オ)清盛がごとなるものをばとりひしぎ給はざるべけんや。い

かなる敵にもかち、いかなる世をも治道あれども、世々の愚將是をしらず。却て大乱の基をのみ長ずるもの也。古の聖代を以、治世長久なる事を悟給へ。是明なる証拠ならずや。然どもこのみちいかんがして知べけんや。たゞ人を求めるに有。如何して其人を求ん哉。唯善人を愛し、善事を好時は、はからずして、其人其家に満べし。されば君々たらざる時は、臣も臣たらざるものなれば、又この時に清盛がごとの悪將出合、臣として君を（二ウ）悩し奉る事有。尤このたひの謀叛は、是清盛が道理なれども、清盛兼て君を敬奉り、礼義正して、公卿殿上人は申に及ず、天下の万民までも憐給ふ時は、君もかゝる事をば思召たゞせ給ふまじきに、清盛不徳にして驕を極、君を悩奉り、上なきふるまひをなしけるによつて、かゝる事をも思召寄せ給ふもの也。縦君一往の御誤有といふとも、清盛君臣の道を守る時は、古の非を改て、仁徳を専とせば、いかなぞ終には長久の和睦もなかるべけんや。然に愚人のならひ、己が僻めるによつて、人の憎と云事をしらず。却て其（三才）悪所の人に向て讎をなさんと欲す。故に共に不義に陥て、終には其身を亡す。是誠世上迷の人の常のならひ也。故に身を治、家をととのへ、国を治、天下を治るの要は、唯其心を正するにしかじ。心中に徳をつもり、一心を治めぬる上は、縦賤山がつの類なりとも、必末代に至る迄その名高く、終は大禄を得、又は命もながかるべし。三略に曰、これを守るに城柵をもつてせず、これを胸臆に蔵して敵国服すと云り。然に世々の人この書を誦するもの多しといへとも、其心を知人まれ也と見えたり。誠に胸の内に治て、敵国服する事有。如何（三ウ）是を胸臆に治めるものぞや。敵国服するの道、人数をもつて

も是をなさず、城柵をもつても是をなさず。只一人の胸のうちに治て、なる道なれば、是ほどの重宝何かあらんや。然に末世に至て、武將の家に生れ、又は弓馬の道に携人、軍の法を学するといへども、よしなき事には心を尽し、たゞ胸臆におさむる道有事を学ず。この書をば異国の書なりとして、或理をのみ云て所作なしと云、或この書は、理広大にして時に応ぜずといひ、曾て此書の深要を悟ず。故にこの書をよく伝ずして兵法（四才）知事あたふべからず。末世の学者に向て記す。いかんがして胸臆に治めけるぞや。この一句如何々々。兵道之伝受有。

入道相国の御女、建礼門院、其時は未、中宮と聞えさせ給ひしが、御悩とて雲の上、天下の歎にてぞ候らひける。諸寺の御読経、諸社への官幣使を立られける事

評曰、十善の御后、御悩まします時は、尤雲の上、天下の者、歎悲事理なるべし。然ども是に付二つの義有べし。譬其時の君、賢王にてわたらせ給ひ、天下の万民其君の御（四ウ）恵を蒙る時は、上の憂をば、共に下にて愁事真実なるべし。然どもこの中の御悩、上下の嘆と成と申事、誠の歎にては有べからず。是只時の權威に恐、又は利欲の貪に媚て、外にのみ愁悲といへども、心中にはしたりがほして、目ひきささやき嘲もの也。然に悪將不義を事として、上下を苦め、明暮天道にたがひぬる身のやるかたなければとて、俄に仏力神力を祈といふとも、いかなぞ仏神の恵も有べけんや。されば神の誓にも、心だに誠の道に叶なば、祈ずとも神や守らんと云り。又は縦いかなる（五才）けがらはしき事有といふとも、慈悲の家をば守らんとこそ誓給へれ。不仁不義を事として、いかばかりの神仏を祈といふとも、更に益有べ

からず。故に神の内証に背ずして、次に神仏を祈おはしませ。

伝曰、中宮の御悩たゞにもわたらせ給はず、御懐妊のよし必定なりければ、平氏の一門は申に及ばず遠國在番の武士、又は諸國の地頭、或諸寺諸社の住僧神主より御祈禱の札守を棒奉りけるによつて、天下の公役となつて、農商の族に至迄、分々の財宝を尽し、山門の学頭と厳（五ウ）鳴の神主、不慮の富をかさねたり。是によつて世上にさみしける様は、若又王子御誕生などましまさは、天下のものゝ公役いやまし成べし、若しならば、世の禍のもとたるべし、この王子御誕生有といふとも、かゝる世上の有様にては、世をなやまし給ふべき王子たるべしと、さゝやかぬ者はなかりけり。果てさのごとく、王子御誕生まし〜ければ、天下に公役しげくして、上下、外には目出度しといへども、心中に苦事多しと、終には天下みたれ、この王子もためしなき御難にのみあはせ給ひ、王道の重宝も、この時に（六才）滅ぬると云り。実に末代の是紀範たるべきもの也。

御懐妊さだまらせ給ひしかば、入道相国有験の高僧貴僧に仰て、大法秘法を修し、星宿仏菩薩に付て、皇子御誕生とのみ祈誓せらる。六月一日に中宮御著帶有けり。仁和寺ノ御室守覚法親王、御参内有て、孔雀經の法をもつて、御加持有。天台座主覚快法親王、寺の長吏、円慶法親王も、おなじくまいらせ給ひて、変成男子の法を修せられける事

評曰、それ人の懐妊をなす事、天理を背てなす事あたふへからず。先女子は七歳にして、腎氣（六ウ）さかんになり、齒かはり、髪の毛のび、十四歳にして天の陰精の水氣を受、任脈通じて、太衝の脈盛になり、月水始て下る。故に是より始て子を胞事有。二十

一にして、腎氣等平になる。故 齒牙生じてながし。二十八

歳にして筋骨かたく、髪ながくのび極て、身体盛になる。三十

五歳にして、陽明の脈衰、面はじめてかれ、髪もぬけそむる。

四十二歳にして、三陽の脈上にておとろへ、面みなかれて、顔の色うるほひ少し。髪初て白くなる。四十九歳にして、任脈大きに

おとろへ太衝の脈少く、天の陰精尽て地の精通ぜ（七才）ず。故

に形かれて是よりして子なし。男子は八歳にして、腎氣実し髪

び齒かはる。十六歳にして、腎氣盛になり、天の陰精をうけ精氣

あふれ、陰陽和合す。故によく子を生ず。二十四歳にして、腎氣

等平に、筋かたまりて力強。故に牙生じて長し、三十二歳に

して筋骨盛に成、肌肉満々て、うるほひ有。四十歳にして腎氣

おとろへかみ、衰髪ぬけ齒かれそむる。四十八歳にして陽氣上におとろへ、面

かれかみひげ半白、五十六歳にして肝氣おとろへ、筋自由にはた

らかず。天の陰精尽て、精弱。腎氣おとろへ、形皆極る。六十

四歳に（七ウ）して齒おち髪ぬけて老す。腎は水を司、五臟六

腑の精をうけて是を蔵す。故に五臟盛にして能瀉し通ずべし。六

十四歳にしては五体皆おとろへ、筋骨よはく、天の陰精尽て、か

みひげ白くなり、身体重くして行歩心のまゝならず。故に男子は

このとしより子なし。是即天地の道理也。此理をもつてみる時は、

人間の懐妊皆氣血調り、陰陽天地和合して、五臟平なる時は、

自然と子を胞べし。然るに其故なくして、是を神仏に祈といふと

も、いかなぞ天地の道理を背て子を生ずべけんや。然にこの貴僧

達（八才）胎内の子の、女子を男子に析出すと云事、更に心得が

たし。陰氣を司どる時は女子を胞、陽氣を司どる時は男子を胞

べし。然に天の陰氣を受けて女子をはらむものを、いかなぞ変じて

男子とする事を得べけんや。仏説に變成男子と云事あれども、是は、胎内の子を折て女子を男子になすにはあらず。譬愚鈍の女人なれども、仏心を悟得る時は、忽に男子の智にも勝が故に、變じて男子となすと云事也。八歳の龍女が成仏を遂たりと云も、即この心也。仏の所説は、無量の方多し。故にかりに此名(八ウ)を顛して、何の道よりも仏行を執行せ、末世濁乱の時にも、此法を退転なからしめんが為也。故に宝を求めんと欲せば大黒の法を行ぜよ。苦難を通れんとほつせば、千手觀音の法を念ぜよ。衆人愛敬を求ば、愛染の法を行ぜよと、説給ひ、或又この經を讀誦すれば、この功德有、此陀羅尼をととなふれば、この利有とて、慾道を好者にも、其慾道よりして、仏行を修せしめ、惡道好者あらば、其惡道の為に事寄ては仏行に引入給へり。是誠如来甚深の方便殊勝と云もあまり有。尤世俗の凡人(九才)は、仏心をしらざる事理とも云べし。然にこの貴僧たち、曾て仏の本意をしらず、慾めで、利にかゝはり、この祈祷有事心得がたし。然ども止事なき理有時は、縦悟道發明の人成とも、角有折も亦なす事有べし。譬凡夫と云者は愚癡なる者なるによつて、祈祷などをなしぬる時は、唯今死するまでも、其心に力有て、病悩も少は輕事有もの也。故に人の苦を助、其愁を救慈悲によつて、かゝる事をなす事有べし。其上得道の人の祈祷、必又大きな功德有事有。故に権化の菩薩も、この祈をなし給(九ウ)事有。然どもこの貴僧いづれも無眼の法師也。故に正理にあらざる事を悟給へ。あゝ悲哉、末世の凡夫、この心を悟ずして唯一生利欲の為にのみ仏行を修し、故なくして富貴を求る事、愚と云に足らず。故に如来の眞法内証を悟て、無價の重宝をもとめ給へ

中宮御懷妊の折を得て、さまざまの死靈惡靈つき奉りける事

或人問曰、死靈生靈と云事有て、人にとりつくとは如何なる故ぞや。答曰、因果のたね有によつて必この報有。問曰、因果のたねとはいかなる(十才)故ぞや。答曰、仏説に三因果と云事有。順現業、順生業、順後業、是也。順生業と云は、過去にて作罪今生にむくひ来。順現業と云は、今生の罪、今生にむくひ、順後業と云は、今生の罪、来生にむくひを云也。この三世の理をもつて、三日三時の因果有事をさと給へ。きのふの罪今日むくひ、今日の罪、今日に報、今日の罪、明日報。この故に時々刻々に罪をつくらざる事を専となし給へ。問曰、譬、世にかくして人を殺害する時、其ものは死去、知人なければ、たれ有て報をなすべき故なし。然に其因果(十ウ)いづれの所に止有て、其人にむくふべけんや。答曰、其因果といふものは、其殺害したる者の心中に有。譬梅の実のごとし。其実の内に花咲実なる事そなはり有といへども、其縁来らざる時は、いまだあらはれず。喻世に有惡盗人を見給へ。東にて罪を作といへども、いまだあらはれず。又西にて罪を作て、東の罪迄顛ぬる事多し。又たとへば生れてより以来、終に魚鳥を食せざらんものあらんに、不慮に是を食そめてよりこのかた、又其味を好思ふがごとし。盗をなしけるもの其盗心の止ずして、心中(十一才)に有ける時は、必其心をもつて、又其事をなす故に、一切の因果は唯人の心につきしたがひ、五体にそみつきて、彼梅実の縁を待がごとし。故に古人曰、人の心あやうく、道の心微とも云り。問曰因果其身を離ずといはゞ、今此中宮につき奉る惡靈は、法皇と又入道相国にこそつき奉るべきに、中宮に付奉る事如何。答曰、それ因果の攻来る事其

道一にあらざ。靈は必弱めを便とす。この中宮の御惱争入道の苦とならざるべけんや。これより弥にうだうの苦に落沈べき事ある(十一ウ)べし。さればにや愚人、因果歴然の道理有事を知らず。其報の来る事の遅き時は、其作罪はあらはれずと思へり。故に又重而悪事をおかして、終に其報を受けて、ながくあくだうにしづむ事、なげかしき事にあらざや。故に末代の人、この理を了見して、天道を守、因果をはなれ給へ

門脇の宰相殿、中宮の御惱に付て、鬼界嶋の流人の生靈、新大納言の死靈など申事を聞給ひて、小松殿に申されければ、重盛、父禪門に、此事申させ給ひければ、鬼界が嶋の流(十二才)人、召かへされけるに、俊寛僧都をば赦免なかりける事

評曰、それ善根をなす事は、普漏ざるやうの善をもつてよしとす。されば仏法にも有漏の善、無漏の善と云事有。尼禪門の類さへ、一枝の花をさゝげ、一種の香を焼ども、普法界の衆生に利益する事を本とす。然にこの非常の赦は、一天の君より御ゆるされ有て、天下の武将大政大臣たる人なし給ふ事なるに、俊寛一人をゆるさせ給はざる時は、みな是多この心よりなし給ふ非常(十二ウ)の赦なるによつて、全この事至れる善事とはなすべからず。此非常の赦を行に付て、種々の心得有。譬古の君王、不徳不義を事とし給ひ、世の政正しからざるによつて、禁獄流罪の者多有が故に、後の賢君是を空く害せん事を阿はれみ給ひ、先わうの為に是を赦し給ふを、上古の非常の赦と云也。又我代に禁置所の刑人は、其代の為に是を禁置けり。然に今是を赦時は、又自余に害する事有べし。故に末世には然故を知らずして、非常の赦を行といへども、罪重きものをば(十三才)赦えず。誠に罪をゆるす

道を、をこなふ時は、罪の重きを免してこそ、赦したる理成へけれ。故に末世に是をもちゐんと欲せば、まづ其時代の政の善悪を勘みて、能其政をあらためて、正道となし、次に非常の赦をも行べし。政のよこしまなるを改めて正道となす時は、いかなる善根にもまさり、天神地祇も納受おはしますべし。喩今日百人の刑人をゆるしたりとも、天下の政正しからざる時は、又明日より入かはる刑人有べし。世に刑人の多き事、是みな上の政よこしまなる故也。(十三ウ)故に大善にもとづき小善にかゝはる事なかれ。この理による時は、今の非常の赦、正義にあらざる事を悟給へ

足摺

御免の御使基康、俊寛に許状を渡す事愚也。俊寛僧都、其身赦免なきとて少将の袂にすがり、父大納言殿のよしなき謀叛故に、かやうに成ぬれば、よその事と思ひ給ふべからずとて、歎し事はかなし。其身人に越て、平氏の重恩を蒙りながら、逆心を企ける事、其罪人にすぐれたり。その上(十四才)使の見きかんずる所にて、本心を失、かやうの詞を出事愚也。この人々帰洛し給ひなば俊寛が事すて置給ふべきにあらず。この使都に帰て、嶋の次第をとほる時、この僧都の嘆し事の有情、有のまゝに申さば、却て其身の憎を受べし。かやうの愚者を語合大事を沙汰有事、法皇の御恥辱多し。俊寛僧都、このたび自害をなさば可ならんか。むかし呉越兵を起、戦けるに、越の軍負て、呉の為にとりことなる。越王忠臣の謀に随て、死を軽せず。命を全して、石淋を嘗給ひ(十四ウ)て終に天下をひるがへす。かくのごとくの大功を存時は、俊寛も命を全しても可なるべし。され共この人其

才なし。無益の命ながらへて、末代の辱をのこす事口惜し。其上俊寛が詞、恥多き事ども有。穀梁伝曰、人の人たる所の者は言也。人として言事あたはずんば、何をもつて人とせんと云。故に言行謹ずんば有べからず

御産巻

さる程に中宮、御ものゝけしきりにまし、御産平安ならざるによつて、天下の貴僧高僧、大小の神主等、家々の秘法を修しける処に、法皇も(十五才)錦帳近く御座有て、千手経を、うちあげ、あそばされける事

評曰、抑日本は、天照大神より地神五代の聖主、うがやふきあはせずの尊まで、聖徳をもつて天下を保給ふ事、曆代の神記にあきらかにし。それより以来人王の始、神武天皇より以来、同先聖の制誠によつて世を治、政をなし給ふ。代々の帝王何も智仁勇の三徳を旨とし、表して三種の神器とす。是によつて天其君に命ず。天下又其君を貴。是王道の法要也。靈神を祭事、みな大廟の礼義による。(十五才)其後異国の靈を祭る事、人王五代、孝昭二十五年に、紀伊国に、熊野権現を崇奉るといへども、未先例をうしなはずと聞けり。然に人王三十代欽明天皇の御宇に、異国より本朝に、仏法わたりて、神祇自衰疲して、王道の政絶、悉怪虚を実とする事多して、いかなる事をも、皆出家沙門の執行事多。是さへ事に寄忌べき事多き中に、今更この中宮御産の時に望て、法皇千手経を、御自身あそばされ、大秘咒の真言にて、御加持有事王法の本意にあらず。是天下の正道この時に絶、武(十六才)家の世と成べきのしるし也。心ある雲客、如何ぞかなしまざるべけんや。さればとて仏法を謗し破にはあらず。仏法を用るのやう

を知らず如来の心を学ばず、経文行跡にかゝはる時は、梁の武帝の佛法を愛せられしがごとし。是末代の非義にして、智者のにくむ所也。されば皇子御誕生の時に、小松の大臣、蓬の矢を射給ふ時に、御心には天照大神入かはらせ給へとて、天地四方を射給ふ事、心有人の一言をもつて是を知べし。然に大相国入道等の、或はあはてふためき、或喜泣し給ふなどいふ(十六才)事、是評するに足らず。喜べき時に嘆事、如何ぞ喜嘆と申べきや。この皇子生れ給ひて、終実のなけきをなさしめ給ふをもつて知べし。かくのごとくの時に望で、天下の吉凶をしる事、第一には天、第二には時の聖人、第三には賢人、第四に時の才人たるべし。故に古今の良将賢才を用て勝負の有所を伝聞て、かれが謀に随て兵を用、終敵を亡とみえたり

公卿揃

平大などん時忠の北方、御乳にまいられる時、法皇還御有門前に、御車をたてられし事(十七才)

評曰、この道と申は、法皇兼て御幸の道なれば、還御有道也。然にこの所に車を寄られし事、其身は女姓なれば、とかくの是非に及べからず是法皇の御行跡、たゞしからざるによつて、自其威を失給ふもの也。六位等の者ども、道の警固申さざる事、是皇子御誕生のみ喜奉つて、其貴奉べき本を失。王法を貴に似たりと云ども、却而王威のすたりぬる事有。次には平大納言時忠卿の恥辱とすべし。夫人としてはかやうの時、其事に心をうばはれずして、礼義たゞしかるへき事也(十七才)

大塔建立

伝曰、永治元年辛酉のとし、清盛、根来寺の開山覺鑊上人に向

て、武威を求めて士民を育候には、いかなる謀をもつて威をふるひ候はんやと問。覺鑿曰、それ日本は人の根氣少根にして、邪智多正智少し。故に仁義の法を行事、直に聖人天道を示して、人を治る事叶ず。是によつて神を用、仏を用て、仁をもつて義の天道に引入る者也。故に武威を求る事も、本其心中に仁義を広めんと思ふ時は、先仏神を敬て、其威を(十八才)かる方便有べし。先仏法をさきに信じて、次に神を用べし。其行たゞ智慧のなす所也。今教にあらざ。凡仏の方便をもつて大意を悟べし。清盛問曰、いかなるか仏の方便。覺鑿曰、西方十万億土に仏なし。然を説て有と云、是方便也。清盛難じて曰、本来西方に仏なし。然を有と云て人を惑す。是偽にして悪事にあらざや。覺鑿云愚癡暗鈍の凡夫に、己身の仏を示といふとも、曾て信ずべからず。故に西方に所をさし、外に有としめして西方を念ぜ(十八ウ)しむ。愚鈍の衆生、一心をみだらず是を念ずる時に、其身即西方にして、其心即仏也。是衆生を導方便にあらざや。悟の前には西方なし。迷の前に西方有。この理によつて見時は、仏の方便は全偽にあらざ。故に今御辺も、仁義の大道を心とせば、暫この方便をもつて武威をたすけよと云。時に清盛この術をつたへしと云。故に大塔建立いたさる事、この理によつて悟べし。

頼豪

白河院の御后賢子、中宮の御腹に皇子ましまさざる事を嘆思召て、其ころ三井寺に有験の僧と(十九才)きこゆる、頼豪阿闍梨を召て仰けるは、汝この後の御はらに皇子誕生を祈申せ。其願成就せば、所望は乞に依べしと仰けるによつて、頼豪仰を承て、肝膽をくだきていのられければ、皇子御誕生まし／＼けるによつて、白

河院、頼豪をめされて、汝が所望はいかにと仰られければ、三井寺に戒壇建立の由奏聞す。白河院きこしめされて、若この所望を叶なば、山門憤て世上も静なるべからず、皇子誕生を祈も、海内無事を思ふ故也とて、終に所望をかなへさせ給はざるによつて、頼豪大きに怒て、みゐてらに帰て食をとめて干死に死して、終彼皇子(十九ウ)をもとりころしたてまつりける事

評曰、皇子誕生ましまさば、所望は乞によるべしとの宣旨、是まづ正道にあらざ。いかなる所望をやなすべき。然にかく宣時は、是遠き慮おはしまさるが故に、ちかき愁にあはせ給ふもの也。皇子誕生を祈も海内を無事に思召が故也とおほせらるゝ事、誠に海内を無事に思召時は、世の政を正しくなされ、徳有ものを召上られ、官職を任せらる時は、海内自然と無事にして、必皇子もましますべし。然る故なくして、たゞわうじのみ誕生ましますべとて、如何ぞ海内無(二十才)事なるべけんや。然に頼豪の望、一世の利欲をのぞまれたるにもあらざ。戒壇建立の望は、さのみ憎からぬ望也。帝より山門へ、この事、理を尽されて、宣下ある時は、一天の聖主の宣下、如何ぞ妄に背べけんや。縦頼豪の望を満給はざる事は、其理たつといふとも、一天の君の虚言を宣ふにあたる時は、是末代の御誤と云、又天下の人の心得も、事たのみなく思ふべし。されば古人曰、天子にたはふれの言葉なく、論言汗のごとしと云り。故に後世の君、当座の機嫌にまかせ、みだりに不定の約束を仰(二十ウ)出さるゝ事なかれ。又頼豪阿闍梨も、仏の本意をしらざる人也。いかんとなれば、仏は迷の衆生をして、生死の苦界をいでさしめ、浄土往生の道に入給べきが為に、様々の誓願を起し、衆生の願をみてんとこそちかひおはし

ませ。或五百の大ぐはんを起し給ひ、諸宗家々の功德、さまぐ、
有事を説置給へり。是みな魚をとるへき筈のごとし。然るに末世
の人、其筈をのみとりおこなひ、曾て魚をとらず。仏法をもつて
人の病をいのり、子を祈事、是全成仏の道にいらしむべき(二
十一才)為也。然に頼豪、帝より望を満給はざる事を憤、其身
の一生をむなしくなすのみならず、人の怨霊となり給事、いかん
ぞ是まことの仏道を知人とせんや。是たゞ小乗外道のみち也。然
ども頼豪、其身の官位財祿を望ず。戒壇建立の望は、珠勝と云べ
きもの也。かるがゆへにこの段、頼豪の心中によつて、又仏法守
護の心得も有べし。この故に智見をもつてこの評をかんがへ給へ

少将ノ都還

正月下旬に、丹波の少将成経、平判官康頼入道(二十一ウ)二人の
人々は、肥前国鹿瀬庄を立て、都へとは急れけれども、余寒もい
まだはげしく、海上もいたくあれければ、浦づたひ鳴づたひして、
二月十日比に、備前の児嶋に着給ふ。それより父大納言殿の御わた
り有ける、有木の別所とかやに尋入り見給て、種々御かたみとの
残りけるを御らんじて、歎悲給ひ、其夜は康頼入道と二人、墓の
めぐりを行道し、明ければあたらしく壇をつき、前に仮屋を作て、
七日七夜が間、念仏申経書て、結願には、大なるそとはをたて、
父の菩提をとふらひ給ふ事(二十二才)

評曰、成経、孝の志、おはします人也。いかならんものなりとも、
妻子をすて、おそろしき嶋にながされ、二たび古郷へ帰らん時
は、死たる親の墓所に、日かずを送、仏事供養をいとなみて、な
ごりを惜べき事まれ成べし。片時も急、ながらへ有べきさいしに
こそあふべきとは思ふべきに、十日に及まで、むなしき父の墓所

に、日ををくられける事、誠に至て切なる人也。さればこの志
おはしますが故に、他にんも自然と此人をいとおしみ、天道も恵
を施し給ふによつて、心の外に、はやく(二十二ウ)も帰洛をば
ゆるされ給ふもの也。故に人としては、たゞ孝行を本とすべし。
されば孝と云もの、かならず金銀衣食にてのみならず物にあらざ
たゞ我志の信実をもつてなすべし。然に末世の人、身貧なれば孝
行を尽事かなはずと云人世に多し。得がたき金銀をもとめて孝行
をせんと思ふ人は、富士山を脇にはさんで、北の海をわたらんと
おもふがごとし。成がたき事をおもひ／＼て、ならざる孝行をの
みせんとほつす。さればまことの孝道と云は、さやうにおよびが
たき事をする事(二十三才)にあらず。いかにも先行安して、
己が身と心をもつてなる事を尽べし。譬其身悪友にしたしむ
ときは、親必是をかなしむ。悪事をなす時は、親是を制す。其職
を怠るときは、親是を怒。子、病を生る時は、父母是をかなし
む。故に己が身を正する時は、親是をよろこぶ。親に金銀衣食
をあたへんとおもふも、是親の心を快からしめんが為也。かるが
ゆへに孝を行の大意は、たゞ親の心をよるこぼしめて、父母の
歎なからん事をほつすべし。この故に、先己が身をもつてなす事
を先とし、(二十三ウ)次に金銀衣食は得るに随てあたゆべし。
其身を正しくせんとほつする時は、手を置、足のふむ所に至るま
で、悉孝行ならずと云事なし。故に末世の人、この所に心をめ
ぐらし、孝学の道を守り給へ

有王嶋下

去程に鬼界がしまの流人ども、二人はめしかへされて都へ上りぬ。
今一にん俊寛僧都のみのこされて、うかりし嶋の嶋守となりて、露

の命のきえやらでおはしけるこそうたてけれ。爰に僧都の稚より不便に(二十四才)して召つかはれる童に、有王と云るもの有。鬼界が嶋の流人ども、今日既都へ入と、きこえしかば、有王、鳥羽迄行向ひみけれども、我主はみえ給はず。いかにととへば、それは猶罪ふかしとて、一人嶋に残されぬときとて、心うしなども愚也。常は六はら辺にたゞずみてこそきくけれども、いつ赦免有べきともきこえざりければ、僧都の御娘の、忍ておはしける所へ参て、この瀬にももれさせ給ひて、御のぼりも候はず。今はいかにもして、彼嶋へわたり、御行衛をもたづねまいらせばやと存知候。御ふみ給はつて参候らはんと申ければ、ひめぐせん、斜ならず悦、(二十四ウ)頓て御ふみ書てぞ給りける。いとまをこふともよもゆるさじとて、父にも母にもしらせずして、たゞ一人彼嶋へまいり、僧都に逢奉り、なれの果までみとゞけ参らせ、都に帰てひめ君に、このよしかくと申、主の白骨を首にかけて、終に出家入道仕、主の菩提をとふらひける事

評曰、義臣と謂つべきもの也。譬主人世に有時に、主の為に命をすて、或は戦場に望て死をかへりみざる事は、皆是生てはその身の利禄を得、死しては子孫の世の為となり、又は其身の名誉とも成ぬべし。然はかやうの時には、(二十五才)忠義も守り安かるべし。この有王が忠義、世になき主を痛はりかなしみ、輒いたりたき、鬼界が嶋迄尋行、主君をとふらひ奉る事、様少き忠義にあらずや。あゝかなしひかな、世々の人、過にし世の物がたりにも、人の福を得たる事をきゝては、よろこびいさむといへども、かゝる有王がごときの志ある事をば、目出度とする人まれ也。唐などには、かゝる者をば、後世にもあらため、官を賜事あれども、

これらのかたには、その沙汰少し。この故に古より、幾の賢徳、孝子、忠臣、貞女のたぐひ有といへども、(二十五ウ)いづれの文にもせられざる事、是又なげがしき事なるべし。あはれいかなる御代にか、かゝる事をたゞされ、其事有文をしるしをかねば、和朝永代四海の中国となり、夷の道すたれて、聖徳さかんにをこなはれん功德有べし。唐には、史記などいへる文有。今これらの国にても、是を愛し、道のたすけに成事あれば、是よき世の鏡なるべし。されば有王、嶋より帰り、出家入道仕、後世をとふらひまいらせける事、至て信実也といへども、逆而もならば、智者君子の大道にいらざる事(二十六才)誠にほいなき事成べし。然に俊寛僧都、よしなき事に心をかたふけ、終に一生を空くなしける事、是いかなる因果ぞや。設如何なる因果にてもあれ、一念おこる始を、悪心なりとして、いましめ給ひなば、行末目出度有ぬべし。私の欲にくらまされ、其欲心をやめずして、終にはかくと成給へり。故に後世の人、初の一念をつゝしみたまへ。一念起る時は、わづかの事成といへども、其念を制せざるときは、千萬無量と変じ、其家其名をけがす事有。謹でもつて心を正しくなし給へ。(二十六ウ)

颯

去程に同五月十二日の午刻に、京中に颯 夥 吹て、人屋多顛倒す。風は中のみかど京極よりおこつて、坤の方へ吹て行に、棟門平門吹抜て、四五町十町ばかり吹持行。舍屋破損するのみならず、命をうしなふもの多し。牛馬のたぐひ数を知らずうちころさる。是たゞことにあらず。御占有べしとて、神祇官に仰て、御占有ければ、今百日の中に、禄をおもんずる大臣の慎、別ては天下の大事、仏

法王法共にかたふき、并に兵乱相つゞき候べしと、陰陽寮ども奏しける事(二十七才)

評曰、人道正しからざる時は、寒暑時ならず、風雨万物を害すこと云り。実やこの時世の政を見に、上下悉礼法をみだり、とこやみの世とも謂つべき時なれば、かゝる災出来ぬ事、理なきにしもあらず。されば古聖人の御代には、五日一雨、十日一風とて、十日に一度風おこり、万物をすゝしめ働し、五日に一度雨降万物を潤うるをして、生長せしむ。是皆其政の正しくして、人道の節たがはざる故に、天地の節、自正し。それ風の人をなやます事は、八方の風悉其利害あらずと云事なし。然ども人に(二十七ウ)是をうくる所は、たゞ五風をもつて其法とす。五風は四時の風也。東方の風は春に生。故に其病肝の臓に有。南方の風は夏に生。故に其病心の臓に有。西方の風は秋に生。故に其病肺臓に有。北方の風は冬に生。故に其病腎臓にあり。中央は土なれば、其病必脾臓に有。然ども人七情みだらずして行道正しき時は、気血順流するが故に、世に風起といへども、是を煩事なし。たゞ其身此心正しからずして、行道妄がはしき時は、或食物の為に脾胃を苦め、怒にひるがへされて肝を損じ、喜に顛倒せられて(二十八才)は肺を損じ、五臓自虚弱にして、気血不順なるが故に、外邪其たよりを得て、必風煩をなすべし。是其身の政よこしまなるが故也。故に天下の風雨時ならずして、世上のわづらひと成事は亦人主たるべき人の政よこしまなるが故也。尤天地の気運を按時は、盈虚のときなきにしもあらず。故に聖人の御代にも天下に大風大雨早魃の有ける事有。然ども是は正しく、天地の気運の盈虚の時也。されば天地の理、満時は虚、虚時は満。

故に風あふれてあまり、水あふれて流る。其所をのみ見る時(二十八ウ)は、天地も人を害するかとうたがふ事有べし。全天地人をかいするにはあらず、たゞ盈虚を成して天地久し。天地久則人道久かるべし。この故に人々其道をつゝしみ給へ。橋極時は必くるしみ来るべし。安にのみ居る時は必、危事生ずべし。故に樂、有樂は浮雲のごとし。苦、有樂は万劫も尽べからず。然人は人としては、何事も心のまゝならん事をする事なかれ。故に孝経曰、上に居おこらずんは高けれども危からず。満れどもあふれざるは、長く富をたもつ所也、と云り。然に其時の世を勘へみるに、高き人は(二十九才)弥高くしておごり、満ざるものも、皆分に過て橋を長ずる時なれば、いかんが是終にはみだれざるべけんや。さればこの時王法始てかたふき、武家其威を得て、天下を恣になしける。故をたつねみれば、時のみかどあまりに堆まし、天下の摂政殿をはじめ、公卿殿上人に至まで、その官位よりも万事堆く成ぬるか故に、一切の事上に通じがたし。故に世の政、事ゆかずして、世上自然と王法をうとみ、上を軽じ背によつて、所々に朝敵おこる事有。しかれば是を制せんが為に恩を厚し、位を高(二十九ウ)し、武家をつかはさる。この故に武家弥威光を高くして、重而又其功を賞せられては、或は大臣関白等の官位に経上る世となれり。然に又彼武家、いつとなくその修長じて、万事古の帝王のごとく堆して、一切の事上に通しがたかるへし。然は必又ほろぶべき時世と成べし。故に末世の武将、この所をかへりみまし、必高きに居て修給ふ事なかれ。況又其下として、満ともあふるべからず。まして矧みたざる人においてをや。あゝなげかしきかな本朝の礼法、神道絶果てよ

り、一切の作(三十才)法、みな本意をうしなひ、近代は小笠原流など云る事をもつて、世の礼しれる道とす。日本の正礼を失る事は、この何流かりうと云るより失たる事多し。道の本元を失らざるがゆへに、かやうの事を本意となし来れり。延喜天曆の御宇までは、いまだかやうにはなかりし物を。然りとて又かの流と云へる事を捨よとはあらず。礼と云ものゝ本意をしらずして、たゞその形のみ専となし伝来るによつて、其すゑの流に至ては、却て礼をみだる事共多し。然ば世の主たる君は、礼道を知給はず(三十ウ)して叶がたし。上に居て侈ざるも是礼にあらずや。満れどもあふれざるは、又是礼なり礼は天理の節文と云て、天下夏なる時は、人も夏のごとくに其身をもつべし。天下冬なる時は人も冬のごとくにその身をもつべし。まして夜はよるのごとく、昼はひるのごとくすべし。しかるに末世の人、夜は終夜居酒屋遊覧を事とし、ひるは日中過れども臥て起す。老たるをもうやまはず、幼をも愛せず、富にはこび諂、まづしきをばあなどる時は、是皆天理に背もの成べし。(三十一才)されば其家にてをのれ一人心よきを行じて、あまたのものゝ苦みを長ず。故に古人曰橋もの久しからず、勇もの先亡と云り。さればいかなるものも、他人の橋極てほるびたるをみざる人有べからず。然ども我身の上も是に近きと云事をしらず。只人の身の上也とのみおもへり。譬、悪事をなしける人も、正く其事をばあしきと思ふ人有といへども、この事はこのたびばかりとおもひ、彼事は今日ばかりとおもふが故に、度々さやうにのみ心をゆるして、日々に悪事かさなり、月々に橋(三十一ウ)長じて、既其身まづしきに至ては、あやしき事を頼として、今日の侈をいまだつゝしませず。既年去月

うつりて、此たのみも違彼願も満ざるに至て、俄に事をつゝしまんとほつするといへども、最早この時には乗出したる船の櫓槳なきがごとなれば、本にかへるべきたよりを失、心ならずうかれ出て、万里の海上にて没するがごとく、終には其身を落沈。是実に古今人の誤道にあらずや。故に人としては、礼を専として、其身をたつる時は、必あやまち有べからず。ましてや一天の君たる人、礼法正しからざる時は、(三十二才)必天下にかゝる怪異生るもの也。故に其占必悪し。この故に時の陰陽寮ども、天下の悪事たるへきよし占に奏聞申けるといへども、上にはをつゝしみ給はずして、弥あやしきをたのみ思召と見えたり。それ君子は占を用ずといへども、世に不思議有ときは、必其善悪を知給へり。是併其政の善悪をもつてみる時は、天下の始終は掌をさすがごとし。故良将は其往をもつて来を知、かくれたるを以あらはれたるを知。もしその智、かくのごとくならずんば、いかにぞ、敵陣をさつし知るべけん(三十二ウ)や。然るに末世の人、其智徳をもとむる道を知ず。彼流此流といふ、軍の道を学し、兵道をしらんなどほつする事、愚と云に足らず。然ばとて武たるもの、弓馬の家に生れて、責てさやうのこみち成とも学ざる事、是又一向うたてき事也。たゞ万人の大將たるべき人、さやうのこみちをのみ学し給ふ時は、その気情自偽曲、却て其家其国を亡すへき禍の基と成べし。故謹て真の兵法を学し給

平家物語評判秘伝抄卷第三之上終(三十三終才)

平家物かたり評判 卷之六

(外題)

平家物語評判秘伝抄卷第二之下

医師問答

無文沙汰

灯籠

金渡

法印問答

大臣流罪

行隆

法皇遷幸

城南離宮

(白)

平家物語評判秘伝抄卷第二之下

医師問答

同夏の比、小松大臣は、かやうの事どもに万心細やおぼしめされけん、其比熊野参詣の事有けり。本宮証誠殿の御前にて、閑に法

施参せて、終夜敬白せられけるは、親父入道相国の体をみるに、

悪逆無道にして、動もすれば君をなやまし奉る、其ふるまひをみる

に、一期の栄花猶危し、重盛長子として、頻に諫を致といへども、

身不肖の間、彼もつてふくし給はず、枝葉連続して、親をあらはし

名を揚る事(一才)難し、この時に当て、重盛いやしくもおもへり、

なましるに列して、世に浮沈せん事、敢て良臣孝子の道にあらず、

しかじ名を遁、身を退て、今生の名望をなげすて、来世の菩提を

もとめんに、但凡夫の身なれば、是非にまどへるが故に志を猶恣に

せず、南無権現金剛童子、願は子孫繁昌絶ずして、朝廷につかへ

奉るべくんば、入道相国の悪心を和て、天下の安全を得せしめ給へ、

栄耀又一期の限有て、後代恥に及べくんば、重盛が運命をちぢめて、

来世の苦輪を助給へ、両箇の求願、ひとへに冥助をあふぐと、肝胆

をくだきて(一ウ)いのられける事。

評曰孝子と謂べし。然とも権現への誓願に、父禪門の悪心やまず

して、平家の栄耀一代にして極候はゞ、重盛が命をつづめてたび

給へと申されける事、孝心とは心得がたし。然共又、孝道にかな

ふ道、一向なきとも心得がたし。いかんとなれば、重盛平家の一

門に越て賢徳おはします人の、なましる命ながらへ給ひ、乱世の

間に浮沈、敵の手にわたり、世上に恥をさらし給ふか。若又討死

し給ふといふとも、不義不徳の族とおなじ振舞に相似(二才)て、

一生を終給ひなば、後代の名、いさきよかるべからず。とてもか

なはぬ世中ならば、死を先になし給ひて、後代に、重盛の名をけ

がし給はざる時は、是孝行にかなふともいつつべき歟。されば孝

経曰、家をおこし名を揚るを孝行といふと有時は、一向不孝とは

云がたからん歟。然ども至て孝のふかき心ならば、いかにも命を

ながくして、父母子孫のなれの果迄、かなはぬまでも救べきとこ

そ心がけ有べき道なれ。されば古歌にも、君が為おしからざりし

命さへ、ながくもがなと思ひける哉、と云(二ウ)歌有。是其人

を思ひ入て、切なる志を述たり。大臣の心、誠に死をいそぎお

もはれたればにや、公達熊野下向の御時に、岩田川にて水にたは

ふれ給ひ、薄色の絹水にぬれければ、偏に色のごとくにみえける

故、筑後ノ守貞能、是をみとがめて、なにとやらんあの御浄衣、

世にいまはしけに見えさせおはしますあいだ、いそぎめしかへら

れ候へかしと申ければ、大臣聞召、扱は我所願成就したりとて、熊野へ悦の奉幣をたてられける事は、是たゞ、事過たる御事にし、大臣の御誤とも申(三才)べき歟。其上天下の大將たる公達の、ぬれたる浄衣を著し給ひ、旅行有事は、是官職に應ぜざる事成べし。以上は本書の文章にのみよつて評す。退て賢智良將の心得をさつしみる時は、必是又ふかき慮有べし。如何となれば、入道清盛の悪心、大臣、さま／＼に諫給ふといへども、言行にて是をなだめ給ふ事かなはず。故に仏神に、是々の大願をたてられければ、かやう／＼の示現有など云事を、父禪門聞付給ひなば、悪心の止事も有べきなど、思召、くまのへ参詣まし／＼、かゝる事共(三ウ)なし給ふやらん。大臣の心中量がたし。是みな父の心をやはらげん為の方便なる事有時は、一切もつて孝行とすべし。故に賢知凡慮の量がたき事知べし。然ども又強、父への諫をのみ思召にてなかりつるしも有。いかにとなれば、くまのより下向の後、幾ほどの日数なくして、大臣病づき給ひければ、権現の納受おはしますしるし也とて、療治をし給はざる事有。たとひいかなる心得もおはせよ、是等は不孝の行といつべし。されば孝経にも身体髪膚を父母に受、あへてそこなひやぶら(四才)ざるは孝の始也といへば、身の養生をなさざる事、強孝とは心得がたし。されども其比、宋朝より医、来けるに、彼医師にあひ給ひ、養生有べきよしを、入道より、越中ノ前司盛俊を使として、仰つかはされける時に、重盛対面まし／＼て、医療の事畏て承候よし申上候へ、然ども人の命は、生死に必定業有、もし定業来らずは、本朝の医薬を用たりとも、病癒べし、若定業来る時は、異国の良医といふとも、治する事あたふべからず、然に異国の医療に

よつて、存命する時は、本朝(四ウ)の医道なきに似たり、なかんづく本朝鼎臣の外相をもつて、異朝福有の来客にまみえん事、且は国の恥、且は道の陵遅也、縦重盛命はほろぶといふとも、争国の恥をおもはざらん、とて、異国の医療を用給はざる事、是誠賢大夫といふべき人也。然るに入道相国、比よしを聞給ひ、国の恥をおもふ大臣は、上古にもまれ也、日本相応せぬ大臣なれば、いかさまにも、命ほとなくうせられなんずと宣事、愚といふにたらず。善言金言を聞知給ふに似たりといへども、日本に相(五才)応せぬとは過分の申事成べし。抑日本は、小国なりと申せども、開闢より以来、聖主道をひらき、今に至るまで其しるし明也。天照大神、一切の人道をたゞしあきらめ給ふより、大小の神祇の教誡神力威光の力には、唐土天竺の威光もおよばず。然る国にして、いかにぞ日本に、この人相応せずとは申べけんや。かく宣ふ清盛の子にこそ、相応せざる賢人とは申べきものなれ。故に人として言行妄に云なすべからず。天下に残て後代のあざけり有事かくのごとし。(五ウ)誠によるこばしひかな、善悪のしるし天地にわたくしなき事、故に善を積て、末代に残す時は、求ずして其名を得、はからずして子孫長久なるべし。かるがゆへにす、んで大道を守り給へ。

無文ノ沙汰

天性この大臣は、不審第一の人にて、未来の事をも知給ひけるにや、去四月七日の夜の夢にたとへば或浜路をはる／＼と歩行給ふ程に、傍に大なる鳥居の有けるを、大臣夢の中にあれはいかなる鳥居やらんと問給へば、(六才)春日大明神の御鳥居也とぞ申ける。人群聚したり。其中より、大きな法師の首を太刀のさきに貫、高くさしあ

げたるを、大臣何者の首ぞと宣へば、平家大政入道殿の、悪逆超
過し給へるによつて、当社大明神めしとらせ給ひて候と申とおぼえ
て、夢覚給ひぬ。大臣、さては平家の運命のすゑになるにこそと思
召て、御涙をながさせ給ふ折節、妻戸をほとくと敲もの出来り。
大臣、なにもものぞあれはと宣へば、瀬尾太郎兼康が、今夜あまりに
不思議の夢を見候ひて、申あげんがために（六ウ）夜あくるか遅
覺て参て候、御前の人々を退られ候へとて、人を退て対面あるに、
大臣の御覽ぜられける夢にすこしもたがはず。扱は兼康は、神にも
通じたるものかなと感ぜられ、其朝、嫡子権亮少将維盛、院へまい
られんとて出られけるを、大臣よび奉て、人の親のかやうの事申は、
嗚呼がましけれども、御辺は人の子には勝て見え給へり、あれ少将
に酒進よと宣ば、貞能御酌にまいる。是をば少将にこそ給ふべけ
れども、親よりさきにはよも給はらじとて大臣酌て、其後少将殿に
さゝれける。少将又三（七オ）度うけ給時、あれ少将に引出物せよ
と宣ば、畏かねて赤地の錦の袋に入たる御太刀をもつて参た
り。少将、是は当家に伝る小鳥と云太刀やらんと、嬉げに見給へ
ば、さはなくして、大臣葬の時用る無文の太刀也。其時少将以外に
気色かはつて見え給へば、おとど涙をはらりと流て、それは貞
能が僻事にはあらず、大臣葬の時帯て供する、無文といふ太刀也、
日来は入道殿いかに成り給はゞ、重盛はいて供せんとこそ存知し
が、今はしげもり入道殿にさきだち奉らんずれば、御辺に給也との
たまひける事（七ウ）

或人問て曰、小松殿の見給ふ夢と、兼康が見たる夢と、少もたが
はざる事は、如何なる故候や。答て曰、尤この事其理なきにしも
あらず。其思処一つなる時は、其夢必ひとつなる事有。重盛、入

道殿の悪逆無道におはします事を歎給へり。兼康も亦其事をなげ
き思ふが故に、其心互に通して、必かやうの夢をみる事有べし。
然共此理は、ひとへの智をもつて極がたし。凡心の流通する事は、
上は梵天をも高しとせず、下は泥梨の底までも、十方に通、悉
至らず（八オ）と云事なし。故にこの心の所変は、さらに説尽が
たし。この故に三世の諸仏も、心の一法をは不可得ふかどくと説
給へり。故にかやうの事は、心法と天地の不思議となして、是非
の理を談ずべからず。この故に、よく夢と云理を知べし。夢のこ
とより六之巻に委しるす。故に爰に略す。或人問曰、小松殿子
息少将維盛をめて、無文の太刀を遜せ給事、是其死期を知給ふ
故なるべし。如何して是を知べけんや。答曰其徳にかなはず、そ
の智に及ずして、いかんぞ是をしるべけんや。譬（八ウ）孔子の
弟子に、顔回と云もの有。かれがまづしき事は、朝の食をなし
て、夕の食をなすべき便なきもの也。故に絶て食なき時は、藜な
ど云草の葉などを取て、是を食し、或は木実などを食し、水をの
みては其飢をたすく。さのごとくまづしきものなれば、寒天の寒
さもふせぐべき食なし。然ども彼者の心曾是にくるしむ事なし。
飯蔬を食水を飲、肱を曲枕としても、たのしみ其うちに有と云
り。かゝる有様にしても、楽有かと云事、其智其徳に至ずんば、
争其楽有事を知べけんや。されば（九オ）世々の学者、此事心得
がたしく、此語を講談する人多しといへども、未顔回が楽有心
をば実にしらざるが故に、まづしきに苦人有。まづしきに苦む
か、くるしまざるか、人々心にて心をかへりみ給へ。我心いまだ
少も苦処有時は、顔回がたのしみを實にしらざる故也。或は又
孔子曰、不義にして富貴は、我においては浮雲のごとしといへり。

不義の富、不義の官禄、浮雲のごとくに、人々心に思ひ給ふや。

しからば、世をも人をも恨事有べからず。まして況富貴に媚諂心有べからず。たとへば(九ウ)富貴をそしりにくむ人有とも、是其心述懷有故なるべし。纔にも世人ともに恨事あるか。少成ともこびへつらふ心あらば、是未孔子の不義の富貴は我は浮雲のごとしと宣事、曾てしらざる故也。さればかゝる明なるべき事さへ、其徳其智に至らざれば、知事かたし。まして況生死の期、いかなぞ言語にて是を説といふとも、しる事あたふべけんや。されば今の世といふとも、医道に達したる人は、一月二月前なりとも、死期を知人も有べし。然どもそれは、不思議とはすべからず。(十オ)聖人仏智には、此事知道有と見えたり。是は凡智の及所にあらず。先我心中にて、その心を自在につかひなす時は、死期を知事自在なりとみえたり。如何人々、我心にて我心を自在につかひ給ふや。この事知ざる人に此事述がたかるべし。その上我も不肖の凡夫なれば、いまた知事あたはず。唯よく心法を伝て心徳を求給へ。しからは死生自在にして、万法自心にあきらかに、水を飲て自快がごとく成べし。あゝ棒を挙て月をうつに似て、不可得の一句更説事難。(十ウ)或人問曰、重盛無文の太刀を、此時維盛に渡されける事、縦賢智の死期を知処有といふとも、是奇怪の道にあらずや。答曰、是重盛の心権謀の心得有。其深意をしらざる時は、是奇怪の道に似事有。然ども此権謀、兵道の権謀とおなじからず。尤兵道の権謀も、仁義を助るより出ざる時は、正の権謀にあらず。然ども兵道の時は、悪を罰して善をひろむる道也。この権謀は、善にうつして悪をとらめんため也。されば此句は、平家物語伝受の句也。故其評審ならず。口伝(十一オ)

灯笼

此大臣は滅罪生善の志、ふかくおはしければ、当来の浮沈を歎、六八弘誓の願に準、東山の麓に、四十八間の精舎をたて、一間に一つづ、四十八の灯笼をかけられ、毎月十五日を点じて、大念仏有しかば、当家他家の人々の許より、眉目よくわかくして、年盛なる女房を請じて、一間に六人づ、二百八十八人の尼衆と定て、彼両日が間は、一心不乱に称名の声おこたらずなましめ給ふ事

評曰、それ称名念佛とは、一向専念をもつて要と(十一ウ)す。

全堂塔仏像を修造するにはあらず。然に小松殿、弥陀の四十八願をへうして、四十八間の精舎をたて、四十八の灯笼をかけられ、二百八十八人の美女を集、尼衆と定て念仏申させ給ふ事、其益少き功德たるべし。二百八十八人の美女を集られんよりは、然べき善智識を四十八人あつめられ、四十八坐の説法をなさしめ給はゞ、みるものも善心を発し、聞者は片時の得悟も有べし。然に此女を見、或是を聞もの、全善願を發すもの少かるべし。されば人迷のさめがたく、きづなのきりがたきは、たゞ女色(十二オ)のあてやかなるに在。故に仏も是をふかく禁め給へり。首楞嚴經曰、汝世人にをしへて三摩地を修せんには、先心姪を断ぜしめよ。是をなづけて、如来先仏、世尊第一、決定清浄之明誨と云。然に此念仏に、尼衆を集らるゝ事、是大なる無益にあらずや。其上此所に新寺をたてられんより、古跡のすたれたるを修造あらんこそ宜有べけれ。是外の事、正義に当らずといへども、其志又すてがたき事有。世上愚人の存処の善根とは、各別の義有。是古今賢人のなす処の権略たり。口伝

金渡(十二ウ)

小松殿、吾朝にはいかなる善根をなし置たりとも、子孫相續て、重盛が後世とふらはん事、有がたしとて、宋朝へ黄金をわたされし事評曰、それ善根とは、有漏の善根、無漏の善根とて、二種の心得有。有漏とは、己一人の利益を求、彼我の心をもつて善事をなすを、有漏の善と名付。無漏とは、法界平等の利益を斗て、万法一如の心をもつて、善事をなすを、無漏と云。是は、物をもつて善をなし、形をもつて善をなす事也。真実仏の善は、自性を悟をもつて、無漏とす。然に小松殿、真の善（十三才）を悟らず、外に事をもとめ、日本を軽じ給ひ、異国へ金をわたし、善根をなし給ふ事、是何事ぞや。今天下の人民勞苦者多し。是を棄給て、異朝の法師供養する事、是本をすてゝすゑをとる事、真実にあらず。其上成仏を求る事、只心中に在。いかにぞ金銀を以是を得んや。もし金銀をもつて成仏を得るといはゞ、富人は成仏し、貧者はうかふまじきや。金銀をもつて成仏を求るは、有漏の善とするにもたらず。然りといへども、小松殿の心、世上愚者の善根と心同じかるべからず。今此金をわたされし事（十三ウ）全其身の名聞にして、成仏をもとめん為には有べからず。其志深慮有。一には、父入道の心をやはらげんため、二には、この金銀を渡置なば、日本の者、仏道をあがめ、善事を専とする心ざしふかためしを、唐の者にしらしめ、日本の徳義有事をあらはし、又は唐の人々にも、仏道善事をすゝめんと志、又は平氏の長男、大なる善者なる事を、天下に伝て、權威をたすけん志成べし。賢者眼を付て悟給へ。伝曰、或時小松殿、明庵和尚の室に行給ひ、あたりの人を退て問曰、父大相國、勢に乗じ（十四才）橋を極、礼をみだり、人民を苦め、已に平氏の絶はに及。今此心を制せんと欲

すといへども、予不肖にして争にたらず。如何して父の心を和らげ、天下の武士をしたがへ候らはんや。明庵曰、夫人の心をやはらげ、悪を制するには、仏法にしかず。されども相國の御気情は、進て仏道に入べき情にあらず。先殿に是を行じ給はゞ、相國其事に恥給ひ、自心和ぎ給ひ候べし。大臣曰、伝聞梁武帝、仏道を愛して權威をうしなふ事有。今又其害あらん事を愁。明庵曰、それ仏道は、無を（十四ウ）さし有を指て示す事、全兩偏也。有無相よつて中道を生ず。故に畢竟中道実道と説り。用事過時は害有。及ざる時は益なし。但今、殿は、天下の長子たり。一切の事業に付て、威徳を計て事を用給へ。大臣曰、威徳をはかる事如何。明庵曰、三の秘術有。一には善名を天下におほひ、二には妙能天下におほひ、三には執權天下にとる。この三のものを求る時は、天下に争敵有べからずと云。大臣礼拝して、明庵の袖をいたゞいてかへられしと云々。大きに口伝有べき事也

法印問答（十五才）

同十一月七日の夜、戌刻ばかりに、大地夥敷動て良久し。陰陽頭安部泰親、いそぎ内裏へはせまいり、今度の地震かんがへ候処に、占其つゝしみ軽からず候、としを得ては年を出ず、月を得ては月を出ず、日を得ては日を出ず、以外に災急に候とて、涙をはらゝとながしければ、伝奏の人も色を失、君も叡慮をおどろかしおはします。わかき公卿殿上人は、けしからぬ泰親が泣やうかな、唯今何事の有べきとて、一度にどつとわらはれける事

評曰、わかき公卿殿上人たち、泰親が占不吉の由を奏聞して涙を流しけるを見て、一度にどつと（十五ウ）わらはれける事、何も凡人と見えたり。いかにとなれば、設泰親か占、目出度よしを奏

聞するといふ共、この時に当ては、心有ものは皆かなしむべき時也。其故は、先天下無双の賢大将小松の重盛、世を去給ひ、入道の悪行弥 忒 になれば、是天下大乱のしるし明ならずや。其上法皇をば、清盛 蔑 になし奉り、主上はいまだ御恙もわたらせ給はず、御年盛におはしますを、おしおろし奉り、一天下を吾まゝにふるまひ、上なき有さまをみる時は、これ大きな乱相にあらずや。其上洛中は申に及ず、幾内近国の奴に至るまで、平家をうとみて、(十六才) あはれ世に事もあれかしなど、おもはぬものはなし。是亦近き乱のしるし也。次には平宗盛、時の大将と成給ふといへども、不徳と云、不才といひ、臆病といひ、かた／＼よからぬ悪将なれば、平家の悪逆つもり安し。然は是又乱相ならずや。次には法皇年来 憤 思召事、成親卿の謀叛より以来、たがひに心中にたくまるゝ旨有。かゝるゆへを知らずして、唯今何事の有べきなど申て、泰親をわらひ給人々、其智愚にまし／＼て、今日の安きに居て、明日の危をしらざる事、拙といふにあまりあり。されば天下の乱相は、凡人のみるところにあらず。(十六ウ) 愚者のおもふ処にあらず。今日平家の橋つよく、権威かたをならぶるものなし。是を見て、愚人は、唯今など世上には、かはる事有まじと思ふもの也。それ禍と云ものは、さうじて人の思計処にはなき物也。おもはざる方より禍来もの也。諸人の推見にしるゝ程の事ならば、はや天下に色めきたる大事成べし。故に末世の人、時をしる道を専として、兵法を学し給へ。譬世中、春になる時は花の咲べき事うたがひなし。然ども其花、いつの何時ひらくべきとは、兼ては知明がたし。されば(十七才) 世の乱を知事、又かくのごとし。終には此世、この時にみだるへき事を

知るといへども、いづれのかたよりいつの日、禍おこるべきと云事、更に 顕 難。故に、賢者良将は、この時をよく知て、其策をめぐらし、又は兵をおこすが故に、百度用るといへども、危事有事なし。故にこのみちふかくたづねて悟給へ。伝曰、治承三年十月十八日に、平入道清盛、一門の人々、并に家の長臣を集めて、法皇を恨奉り、其外公卿殿上人、各其官職をとどめ、罪の軽重をたゞし、或は流罪にしよし、或は(十七ウ) 死罪に 行 事を評議せらる。まづ法皇をば鳥羽殿へうつし奉り、関白殿をば、日向国へ流し奉り、其外の雲客、それ／＼の国に遠流せしめんとの評議既極り、一門の人々それ／＼の智に応じて、座敷のていなが／＼しく見えけるところに、中にも能登守教経、爪いろひして眉をひそめてとかくの事を宣はざりけるが、良有て進出て申されけるは、前左大将重盛、常になげかれ候ひしは、たゞ此事のみ末期まで申わづらはれ候、古より其罪にまかせて、卿上雲客の中に、大臣等の官職にそなはる人、流罪(十八才) に所せられし事、左大臣曾我赤兄公より、内大臣藤原伊周公に至るまで六人と 承、されども皆是禁裏よりの勅勘を蒙給ひぬ、いまた武家より罰を加ふる事、其例有事をきかず、殊更撰政 関白の位の人を、如何ぞ武家よりして官職をけづるべけんや、縦官職をけづる事有とも、如何ぞ流罪にしよせしめ給ふべけんや、其上一人成ともこのたび死罪の事おはしましなば、必天罰来べきとこそ存候へ、是々御覽候へとて、重盛自筆の遺文を出されければ、入道も案しわづらひたる気色(十八ウ) にておはしましけるが、其夜の評議は是にて止けり。この故にや、死罪遠嶋の事、少用捨有と云。

入道相国朝家を恨たてまつるべき事必定ときこえしかば、法皇大きに驚せ給ひて、静憲法印を御使にて、入道相国のもとへ仰つかはされけるは、近年朝廷しづかならずして、人の心も調はず、世間もいまだ落居せぬさまに成行事を、なげかしき事に思ひつれども、足下には、万事は頼思召けるに、縦天下をしづむるまでこそなからめ、剩朝家を恨奉るべきと聞えけるは、何事ぞと仰ぐされければ、入道、法印（十九才）に對面もし給はず、朝より夕に至る迄、またれけれども終にあらざりければ、源太夫判官季貞をもつて、勅定の趣を云入させ、いとま申て出られければ、其時入道、法印をよびかへし、やゝ法印の御坊、浄海が申処は僻事か、まづ内府が身まかりぬる事、当家の運命を計に似て、入道すいぶん悲涙をおさへてこそまかり過候ひしが、御辺の心にも推し給へ、保元以来は乱逆うちつゞいて、君安き心もましまさざりしに、入道はたゝ大方の執行ばかりでこそ候へ、内府手を下し、身をくだいて、度々逆鱗をばしづめまいらせ候（十九ウ）ひしが、内府ほどの功臣は有がたふこそ候へ。然るに内府が中陰に、八幡の御幸有て、御遊有、御歎の色一事も是を見ず、設内府か忠をこそ思召させ給ふと云とも、なご入道が悲を御憐なくて候へき、父子ともに歎慮に背申事、今において面目を失一、次に越前の国をば、子々孫々まで御変改有まじきよし、御約束候ひて下されけれども、内府にをくれて後、やがて召かへされて候は、いづれの過怠にて候や、次に中納言闕の候ひし時に、二位ノ中将頼に所望候ひしを、入道すいぶん執行申けれど、終に御承引なくして（二十才）関白の子息をなされし事、位階といひ、家嫡といひ、理運左右に及ばざる事を、引かへさせ給ふ事は、あまりに本意なき御計とこそぞんぢ候へ、次に新大納言成

親以下、近習の人々鹿谷に寄合、謀叛を企し事も、全私の計略にはあらず、君御ゆるされ有によつて也と、様々に理をくだき御恨を申されし事

評曰、入道相国静憲法印に向て、法皇へ御恨申上らるゝ条々其理なきにしもあらず。然ども入道の身において、元来誤なきにはあらず。先清盛保元より以来度々御大事にまかり（二十ウ）立、其功他に異が故に、初官安芸守よりして、太宰大貳正三位宰相衛府督檢非違使の別当に経上り、それより丞相の位階に至り、左右を經すして大政大臣從一位にのぼり、大将にはあらざれども兵杖を給つて、隨身を具し、牛車の宣旨を蒙て、乗ながら宮中を出入する事、これ朝恩の重きにあらずや。然に入道、其功に誇、動もすれば、玉体をなやまし奉り、下として上を恣にす。古朝敵をたいらげしもの、貞盛、秀郷が、將門をほろぼし、頼義が貞任を亡し、義家が武平、家平、を亡しにも、この清盛が如（二十一才）なる恩賞をば蒙らず。次には其身の栄花を極のみならず、嫡子重盛、内大臣の左大将、次男宗盛中納言の大将、三男知盛三位ノ中将。其外一門六十四人、諸国受領衛府の諸司となる事、は大なる朝恩にあらずや。次には入道其功にかゝり、永万のころより、禁中の成敗有べき事を、清盛が我意にまかせ、上をかすめ奉る事有。次には諸寺諸社の祭礼に至る迄、清盛知べき事となし、先代の礼義を敗る事有。次には仁安年中より、童を洛中に散し置、仙洞の禁門ともいはず、上天帝の席（二十一ウ）をも恐ずして、妄に乱犯せしむる事有。次に又嘉応年中に、殿下御出の時、資盛乗うちし給ふ時、却て殿下へ悪行をなす事、かやうの重悪をかぞへなば、更につくる事有べからず。然に清盛、君の御誤りのみを

述て、己が僻事をば申さざる事、是又弥上をかすむる罪に非や。設上不徳にまし／＼て、すげなき御計有とも、清盛道を存る時は、いかに己をへりくだり、弥上をたつとみ奉り、礼義をたゞしくして万民を愛しはごくむ時は、縦一旦讐をたくむ者有とも、終には其心帰服すべし。たとひ敵(二十二才)をなすもの有とも、全平氏の煩となるべからず。是皆徳をもつて人に勝の道也。然に清盛己が道理あればとて、上をなやまし奉る事、無道と云にあまり有。されば人として、其家のほろびんとては、いかなる賤の柴の庵も、上なき振舞を尽し、安きに居て危を忘、不仁不義の心根起て、世にも人にもうとまれつゝ、終に其家ほろびぬるもの也。故に人としては、われより上に居て、吾を従もの有時は、いかに彼にしたがい、其おしへと諫をもちゆべし。この故に臣には君有、子には親有。縦われを養育せし(二十二ウ)おちめのとの類なりとも、我行跡を改る人をば、主の仰のごとくに信じて、必是を破事なかれ。天子といへども必貴給事有。然に天子として、上なきふるまひをなし給ふ時は、十善のあるじといふとも、必亡給ふもの也。況其外の人間、いかにぞ上をうやまはざるべけん。人として能この道を守る時は、天道にもかなひ、其家安全にして、子孫も長久なる事を得べし。淨憲法印入道の怒にも恐給はずして申されけるは、誠に度々の御奉公浅からず候。一旦恨申させまします事、其謂候。但官位といひ(二十三才)俸禄といひ、御身にとつては、悉満足し給へり。されば功の莫大なる事をも、君常に御感有てこそ候へ。然に近臣事をみだり、君御許容など申事は、謀臣の凶害にてぞ候はんずらん。凡耳を信じて目をうたがふは、俗の常のならひ也。小人の浮言を重

じて、朝恩の君を傾まいらせ給ふべき事、冥顕に付て其恐少からず候。下として上に逆る事は、豈人臣の礼たらんや。能々御思惟候べし。詮ずる所は、此趣をこそ披露候はんとて、たゞれける事、勇義甚強き人なり。(二十三ウ) 凡戦場に出て、数万の中に懸入て、討死をする事は、難に似て安かるべし。かゝる時は詞正しく、其道理をいひわけ、礼義を調帰る事は、安きに似てかたかるべし。是たゞ尋常の者の、なるべき事にあらず。さればにや此法印、鹿谷に寄合、人々謀叛の企有けるときにも、一向同心なかりける事、実に時の英雄なる事を知べし。

大臣流

此評、入道相国の暴逆前に詳也。評議本書のごとし。故に是に略す。(二十四オ)

伝曰、治承三年十二月十三日に、散位康信が老母の方より、豆州頼朝へ遣しける状に曰、そこもと御事なくわたらせおはしまし候や。殿の御機嫌おぼつかなく候。次てはゆゝしかりぬるずいさう、当地の事御為こそいやましのけしき打つぎ候ぬ。あまりに事新く、ぎやう／＼しさにしるし続進まいらせ候。もしや、御案慮の御便、又はつれ／＼のつわすれ草にもと、はかなき老女が見聞にまかせ候事、君意推し量がたきのみ、内見の奏士、つくろひしたゝめ、宜を頼(二十四ウ) 存事に候。去八月、小松ノ大臣みまかりまし／＼て後、世のさまさう／＼しくうち見え、上下の心まで、今もや凶事有なんとおもふ心は、色にあらはれ、けしからぬとりきた、日々にあたらなる御事。それより以来、鬼法師の心、弥悪靈入替て、万物ぐるはしきにより、世中事騒事。

法皇の御かたさまの諸卿、平氏のすいび御悦のけしき、音にきこえ色にもれ候ぬる由、是よからぬ事と、京童の申ならはす事鬼法師、法皇を恨奉る由、兼て沙汰候処（二十五才）に、案のごとくに、事成行申事

今月、十一月七日の夜、戌刻に、大地震おこり、洛中の民屋あまたこほれおち、さうどうけふさめ候処に、安部陰陽師泰親と申者、占をもつてかんがへ奏聞申候。其沙汰偏天下当主の禍近しと申候よしの事

同十四日に、入道、あまた軍兵を引具し都に帰入候故、たゞいまも事有なん様に申ならはし候処に、其御事沙汰のごとく成行申つる事。

同十五日に、入道、法皇を恨奉る由、其沙汰必定せしによつて、故少納言入道信西の子息浄（二十五才）憲法印をもつて、其意趣をとせらるゝに、弥鬱憤を奏上いたす由の事

同十六日より、諸卿雲客四十三人の官職をとゞめ遠流死罪まちくゝの事

同二十日、法住寺殿をば、軍兵打囲、法皇、鳥羽殿へ遷幸なる事。それより今日迄よろづ物さはがしき、筆に尽がたし。委は康信がたよりこそ申上候はんづれ。かはる御事は重て人に申上候べし。穴賢謹で言上

凡天下の大事を謀人は、深き慮、有べき事也。其智明なる時は、千里を隔といふとも、敵中（二十六才）知事明也。是故に軍法に大明伝と云事有。古の良将、必まづ是を伝もの也。其外敵国をはかり察するには、五種の間士を用すしては、自の利を得る事あたはざるもの也。口伝有

行隆沙汰

前関白松殿の侍、江太夫判官遠成と云者有。是も平家に快からざりけるが、六波羅より搦捕らるべしときこえければ、子息、江左衛門ノ尉家成をあひ具して、南を指て落行けるが、稻荷山にうちのほつて馬よりおりて、親子言合けるは、是より東国へ落下、流人前右兵衛ノ佐頼朝（二十六才）をたのまばやとは思へども、それも猶當時は勅勘の身にて、我身ひとつをさへ叶がたくおはしませば、其外日本に平家の庄園ならざる処や有、逆も遁ざらん物故に、年来すみなれたる所を人にみせんもはづかしければ、是よりとつて返し、六波羅より召使あらば館に火をかけ焼上、腹かき切て死なんとて、又河原坂の宿所にかへり、終に思案のごとく死ける事

評曰、遠成小義を守て大義をしらさる者也。故によしなき死をなしけり。されば大事を企、事を謀ものは、少き事に心をうごかさず、（二十七才）妄に死をかるんぜずとこそ古き文にも見えたれ。この時平家の世のなる事は、入日のかゝやき、灯きえんとて光のますがごとし。かほどにつゞまりたる運命をしらば、いかなる恥を受てなりとも、其いのちを全して、終の大功を遂べきもの也。されば異国にても古大功を心にかけたる者は、人の跨をくゞりてさへ、時の難を遁れ、終の大功を遂。或李勇と云しものは、足を戴て其命をつぎ、終主君のかたきをうち、本望を達したる様有。今この時に死を極る事、惜き命にあらずや。（二十七才）尤此時平家の国領多しといへども、天下の武士の心を鑑時は、いづれか平家をうとまざるものあらんや。誠に身をかくし時をまたんとほつせは、乞食非人に交てなりとも、其時をくらすべきもの也。されば、平家の郎等にも、悪七兵衛景清と云し者は、源氏一等の

時にさへ、乞食と成て其身を隠し、頼朝をねらひたる事有。是只遠成か智の不足故なるべし。縦又此時に死を決るといふとも、いかに二心なかりし旨を策置て、死すべき事也。然共遠成生徳左程（二十八才）の者にあらず。かほどの智有ものならば、今又かやうには有べからず。されは源頼政などは、平家をうとみ給ふといへども、この時まで心中に謀をめぐらし、いかにも外に其気色をあらはし給はず。いかにも平家の悪逆の超過する事を待給へり。されども是等さへ、いまだ時をしらず。よしなき怒に依、其色を顕し給ふが故に、年来のたくみ徒となれり。然ば遠成が事理と申べき歟。故に後世の人、大事を計時は、たゞ人の智徳を撰、賢才を求て是を沙汰すべし。然ば（二十八才）其家其世の爲となり、終にはめでたく本望をも達すべきもの也。

法皇御遷幸

同二十日に、法住寺殿をば、軍兵四面を打囲、平治に信頼卿が三条殿を仕たるやうに、御所に火をかけ、人をばみな焼殺べきよし聞えければ、局の女房、あやしの童に至るまで、物をだにもうちかづかずして、我さきに／＼とぞ逃出ける。前右大将宗盛卿、御車を寄て、疾々と申されたりければ、法皇叡慮を驚給ひ、成親、俊寛が様に、遠き嶋へもうつしやらん（二十九才）ずるにこそ。更に御咎有べしとおおほしめさず。主上さてわたらせ給へば、政務の口入する計也。それもさらずは、自今以後さらでもあれかしとおほせける事。評曰、位の高からざる事を歎事なかれ、心の賤事をば嘆べしとは、実や是古の金言なれば、今おもひあはせられたり。法皇この砌に成、軍兵四方に打囲けるに驚せ給ひて、もし成親俊寛などのごとくに、遠き国、はるかかの嶋へもうつしやらんか、若しか

らは、今より後は、一向に政務の口入も成し給ふべからずと、宣下（二十九才）せらるゝ事、誠に是一天の主たるへき人の宣下にあらず。其心拙故なるべし。されば成親遠流に所せられ、終に殺害せられし上は、法皇もかゝるめにあはせ給ふべき事、疑所にあらず。それに年来御用捨なくして、威なき位を御頼に思召ける事、愚にわたらせ給ふ故也。とてもかゝる御身とならせ給ふへは、唯末代の恥辱をこそ思召れ、論言有べき事なれ。この時に至て、俄に御詞を謙せ給ふといふとも、入道よもゆるし奉るべからず。是皆法皇の御誤より出たり。故いかんとなれば（三十才）御悦のあまりに、清盛に過分の恩賞有故也。設過分の恩賞有事は、其忠功による事なれば、与ずしてかなひがたき時有べし。縦禄をばあたふるとも、權威をばあたふべからず。故に人を賞する道、よく／＼慮有べきもの也。譬忠功大きなればとて、其人の智徳を計らずして、賞をあて行事なかれ。不智不徳のものも一旦は忠を尽、功を上げむ事有。しかる者に、大禄を与る時は、必僞長じて、其國中其家内において、同官同位の害となり、その国不和にして禍有もの也。（三十才）設又少の徳あればとて、大禄を与置、其者はやく死する時に、其子不才ふかくなれば、其親のごとくに召つかふ事かなはずして、用なきものに大分の禄をあたへ、置、国の費となりて、家のわづらひ有もの也。さればとて又其功を賞せずして、すて置時は、諸人勇なくして、却て国の害有もの也。天下に志大きに有人は、たゞよく人を賞するに有者也。この国彼国せめとれども、人を疑、禄を惜て賞せざる時は、やがて又敵に取かへされて、終其国もほろぶるもの也。故に賞を
行に時（三十一才）有もの也。乱世などの時、諸国われ／＼の持

となる時は、少の村里をとり得たりとも、其功に賞し与るもの也。天下太平などの時には、其人をえらまずして、大禄みだりにあたゆべからず。たとひ禄をあたふるとも、権威をゆるす事大事成べし。故に泰平の時には、官有ものにしてがたき者有時には、いかにも其位を敬て、禄と権威は与べからず。されば法皇、清盛にあたへ給恩賞過て、今かゝるめに合せ給ふもの也。是誠に後代の鑑なるべし。謹でこの道に千万の大謀有。つとめて此(三十一ウ)をさとりに給へ。

去程に入道相国かく散々にしちらしたれども、中宮申も御娘、関白殿も亦智なりければ、万心うくや思はれけん、政務は一向主上の御はからひたるべしとて、福原へ引こもられける事

評曰、是入道の運のつきたる処也。この時にのつとつて天下を治給ひなは、鎌倉の治世にもひとしかるべき。徳を施事安し。かくしちらして引しりぞけばとて、入道の威光長ずべきにもあらず。結句敵の為に威権をあたふるにひとし。然に又主上、此勢に乗じて、天下(三十二才)に仁政を施し、外にはいかにも入道をすかし、内には仁義の聖道を守、法皇の威を賢固になさるゝ時は、平家の威、はからずしておとろへ、二度王道繁昌たるべき処に、主上其御心得なく、法皇の御譲まします世ならはこそ、朕政務をも執行め。たゞ宗盛兎も角もはからへとて、聞召も入させ給はざる事、是小智の君たるべし。尤孝子の志には、法皇のかくならせまします事、御歎ある事理なれども、天子の孝と云は、庶人などの孝とはおなじかるべからず。孝経曰、愛敬(三十二ウ)親につかふるに、尽て徳を敬事、百性に加、刑罰四海にのつとるといへり。いかなぞ哀戚の心におぼれさせ給ひ、一天四海をす

くふべきとおほしめされざる事、なんぞ天子の孝とは申べけんや。故に天のあたふるをとらざるときは、却て其過を得るとも云り。この故に天下の大事、時の一字をしるに有べし
平家物語評判秘伝抄卷第三之下終(三十三才)

注

(一) 「(翻刻)『平家物語評判秘伝抄』(1)」(人間生活文化研究 No. 32、二〇二二)、および「(翻刻)『平家物語評判秘伝抄』(2)」(人間生活文化研究 No. 33、二〇二三)においては、外題を翻刻本文には含めなかつたが、今回以降、掲出していくこととする。既刊分の外題は、以下のとおりである。

- 卷第一之上：「平家物語評判卷之一」
 - 卷第一之下：「平家物語評□(卷)之二(題簽破損による。)
 - 卷第二之上：「平家物語評判卷之三」
 - 卷第二之下：「平家物語評判卷之四」
- 題簽は刷題簽。大きさは一九・四cm×三・九cm、枠は子持ちの双边。左肩に貼付されている。

付記

本研究は、JSPS 科研費 23K00301 の助成を受けたものである。主たる翻刻部分については、中世自主ゼミによる輪読の成果に基づき、小井土の責任の下に取りまとめたものである。

(受付日：二〇二三年六月二四日、受理日：二〇二三年八月三日)

小井土 守敏 (こいど もりとし)

現職…大妻女子大学文学部日本文学科教授

筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科単位取得退学。

専門は中世軍記文学。

主な著書…『曾我物語 流布本』(武蔵野書院)、『流布本 保元物語 平治物語』(共著、武蔵野書院)、『大妻文庫 曾我物語』上中下(共著、新典社)、『二松學舎大学附属図書館蔵奈良絵本 保元物語 平治物語』(新典社)、『長門本 平家物語』一〜四(共著、勉誠出版) 他

A Reprint of “*Heike-monogatari hyoban hiden shou*” (3)

Moritoshi KOIDO¹, Sakura KAKEI²

¹ Department of Japanese Language and Literature, Faculty of Humanities,
Otsuma Women’s University

12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

² Graduate School of Literature, Doctoral Program (First Stage) Course in Japanese Literature,
Nishogakusha University

6-16 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8336 Japan

Key words : Heike Monogatari, Note, Reprint